平成２３年（フ）第１１８号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目24番地４　クレセントみずほ台Ａ―101、前住所埼玉県富士見市貝塚１丁目12番14号
債務者　森髙　明夫
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１９号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目24番地４　クレセントみずほ台Ａ―101、前住所埼玉県富士見市貝塚１丁目12番14号
債務者　森髙加代子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2950番地の５　葵ハイツ202
債務者　オオワシ　ミッシェル　レグナー
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２４号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目５番208号
債務者　平林　伸幸
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５１号
埼玉県所沢市緑町４丁目26番１―403号
債務者　稲葉　和子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９７号
埼玉県川越市大字砂新田86番地４　ジュネス新河岸101号室
債務者　滝谷　文広
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５３号
名古屋市港区いろは町３丁目８番地　新いろは荘５棟508号
債務者　川村　善美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３１号
愛知県愛西市勝幡町駒捨場1297番地13
債務者　梶浦　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４６号
愛知県瀬戸市城屋敷町43番地の１　風林荘１―Ａ
債務者　住本　孝二
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７３号
愛知県豊田市越戸町尺口209番地５
債務者　木内　英明
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
三重県伊勢市楠部町2106番地１
債務者　鈴木　葉子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
岡山県倉敷市西阿知町1169番地13
債務者　加藤　隼人
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
埼玉県蕨市中央７丁目19番７号　サンハイツ山崎102号
債務者　小山　昌之
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
埼玉県川口市青木１丁目21番７―201号　ライオンズマンション川口第８
債務者　柴内　　真（旧姓土佐）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
さいたま市見沼区春野１丁目６番４―301号
債務者　日高　崇行
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
埼玉県新座市畑中３丁目５番19号、住民票上の住所さいたま市岩槻区上里１丁目４番地56
債務者　若林　　裕
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
埼玉県上尾市緑丘１丁目１番28号　コーポ緑丘101
債務者　佐々木尚美（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係